

(総則)

第1条 物品の品名、納入場所、納入期限、契約金額及び契約保証金は、頭書の記載のとおりとする。

(納入及び検査)

第2条 受注者は、物品を納入したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の通知を受けた日から起算して10日以内に受注者の立会いの上、検査を行い、検査に合格したものについては、その引渡しを受けるものとする。

3 受注者は、前項の検査に合格しないものについては、速やかにこれを取り替え、又は補修を行った後、再度検査を受けなければならない。この場合においては、前項の規定を準用する。

4 発注者は、必要があると認めたときは、物品の納入の前に検査することができる。

(売買代金の支払)

第3条 受注者は、前条第2項の検査に合格した後でなければ売買代金の支払いを請求することができない。

2 受注者は、発注者に対し書面により売買代金を請求するものとする。

3 発注者は、前項の請求書を受理した日から30日以内に受注者に、売買代金を支払うものとする。

(違約金)

第4条 発注者は、受注者が納入期限までに物品を納入しないときは、遅延日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算した違約金を徴収するものとする。

(契約の変更及び中止等)

第5条 発注者は、必要があると認めたときは、契約の内容を変更し、又は物品の納入を一時中止し、若しくはこれを打ち切ることができる。この場合において、契約金額又は納入期限等に変更の必要があると認めたときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。

(契約の解除)

第6条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合、契約を解除することができる。

- (1) 納入された物品が頭書の規格、品質と相違すると認められたとき。
- (2) 受注者が物品を納入期限内に指定の場所へその数量を納入しないとき、又は納入する見込みがないとき。
- (3) 第12条各号のいずれかに該当するとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

(5) 第8条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

第6条の2 発注者は、警察署長からの回答又は通報に基づき、受注者が次の各号のいずれかに該当する事実が明らかになったときは、契約を解除することができる。

(1) 役員等（法人の場合は、非常勤役員を含む役員並びに支配人及び支店若しくは営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者）が暴力団員であるとき又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(2) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていたと認められるとき。

(3) 役員等が、暴力団、暴力団関係者若しくは暴力団、暴力団関係者が経営又は運営に関与していると認められる法人、組合等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。

(6) 次に掲げる行為をする者と認められるとき（第三者を利用してする場合を含む。）。

ア 暴力的な要求行為

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為

ウ 契約履行に際しての脅迫的な言動又は暴力

エ 偽計又は威力を用いての組合職員等の業務の妨害

オ アからエまでに掲げる行為に準ずる行為

(7) 役員等が、暴力団関係者に自己の名義を利用させ、契約を締結したとき。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

第7条 発注者は、第6条第1項及び前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の解除権)

第8条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 第5条の規定による契約変更のため、契約金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 発注者が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。

2 受注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(危険負担)

第9条 第2条第2項(同条第3項において準用する場合を含む。)の引き渡し前に生じた物品についての損害は、受注者の負担とする。ただし、発注者の責めに帰すべき理由による場合は、発注者の負担とする。

(かし担保)

第10条 受注者は、発注者に物品を引き渡した後、その物品に隠れたかし又は発注者が指定する内容に適合しないものが発見されたときは、無償で取り替え、又は補修するものとする。

(権利譲渡の禁止)

第11条 受注者は、この契約によって生ずる契約上の債権を第三者に譲渡し、又は担保の目的に供してはならない。ただし、発注者が承認した場合は、この限りでない。

(公正入札違約金)

第12条 受注者は、この契約の入札に関し次の各号のいずれかに該当するときは、発注者の請求に基づき、契約金額の100分の20に相当する額の公正入札違約金を発注者に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。

(1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独禁法」という。)第49条に規定する排除措置命令又は独禁法

第62条第1項に規定する納付命令（以下「排除措置命令等」という。）を受け、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条に規定する出訴期間内に、当該排除措置命令等について同法第3条第1項に規定する抗告訴訟（以下「抗告訴訟」という。）を提起しなかったとき。

(2) 排除措置命令等を受け、行政事件訴訟法第8条第1項の規定により提起した抗告訴訟に係る判決（当該排除措置命令等の全部を取り消すものを除く。）が確定したとき。

(3) 前2号の規定に該当しない場合であって、独禁法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同条第10項の規定により納付命令を受けなかったとき。

(4) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条による刑が確定したとき。

（契約外の事項）

第13条 この契約に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度発注者と受注者とが協議して定めるものとする。